

青森圏域地域花いっぱいまちづくり事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、青森圏域地域花いっぱいまちづくり事業の実施について必要な事項を定めることにより、青森圏域連携中枢都市圏を構成する市町村のうち青森市、今別町、外ヶ浜町及び蓬田村（以下「市町村」という。）が、市町村の住民及び事業者と協働することで、同住民が共有する緑の創出及び花いっぱいのまちづくりの推進を図り、もって良好な都市環境の形成に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「青森圏域地域花いっぱいまちづくり事業」とは、市町村が市町村の住民及び事業者との協働によって行う活動であって、街路樹、公共空地（国、地方公共団体、事業者等が所有する未利用地をいう。以下同じ。）又は公園若しくは緑地の花壇に花を植え、及びその管理を行う事業をいう。

(活動事業の主体及び実施地域)

第3条 青森圏域地域花いっぱいまちづくり事業（以下「活動事業」という。）は、継続して活動可能な町会、民間非営利組織、事業者その他の団体でその構成員が5名以上のもの（以下「団体」という。）が行うものとする。

2 活動事業は、青森市緑の基本計画に定める緑化重点地区を中心とした地域及び青森市長（以下「市長」という。）が緑化を推進することが特に必要と認めた市町村の地域において実施するものとする。

(市及び市町村の住民等による支援)

第4条 青森市は、活動事業の実施に当たり、予算の範囲内において次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 団体に対し、必要に応じ花壇づくりのための花苗、球根、資材、園芸用具等を支給すること。
 - (2) 花壇づくりの講師を派遣すること。
 - (3) 活動に関する看板を設置すること。
 - (4) 公共空地の管理者と協議調整すること。
 - (5) その他活動事業の実施のため必要なこと。
- 2 市町村の住民及び事業者は、花いっぱいのまちづくりを推進するため、寄附を行うことができる。

(申請)

第5条 活動事業を実施しようとする団体は、青森圏域地域花いっぱいまちづくり事業申請書（様式第1号）に青森圏域地域花いっぱいまちづくり事業活動計画書（様式第2号）その他市長が必要と認める書類を添えて市長に申請しなければならない。

(審査及び支援の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類により次に掲

げる内容について審査し、及び必要に応じて実地調査を行い、第4条第1項の支援の可否を決定し、その結果を当該申請者に通知するものとする。

- (1) 団体が、国、県及び市町村による他の緑化普及事業等において重複する助成を受けていないこと。
 - (2) 団体が、市町村の行政活動に参加するものとして適当であること。
 - (3) 継続して活動が可能であること。
 - (4) 団体が、かつてその責めにより市町村に対し不利益を生じさせた事実（第8条の規定による支援の取消しを受けた場合を含む。）がないこと。
 - (5) 活動場所が、活動事業の主旨に適当な場所であること。
 - (6) 活動内容が、法令に抵触しないこと。
 - (7) 活動規模が、団体の規模に対し適当であること。
 - (8) 市町村及び市町村の住民に対し不利益を生じさせる可能性がないこと。
 - (9) その他不適当な事項がないこと。
- 2 市長は、前項の規定による審査に当たり、必要と認める場合は、今別町、外ヶ浜町又は蓬田村の長に意見を求めるものとする。

（活動報告）

第7条 活動事業を実施している団体は、市長が定める期限までに、青森圏域地域花いっぱいまちづくり事業活動報告書（様式第3号）に事業活動の状況及びその成果を確認できる写真を添えて、市長に報告しなければならない。

（支援の取消し）

第8条 市長は、活動事業を実施している団体が次の各号のいずれかに該当したときは、支援の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- (1) 解散したとき、又は活動事業を実施せず、若しくは実施しないことが明らかであるとき。
- (2) 支援の決定の内容と異なる活動事業を実施したことが明らかであるとき。
- (3) 前条の規定による報告を怠ったとき。
- (4) その他、偽りその他不正の行為により支援を受けたことが明らかであるとき。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

（実施期日）

この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

（実施期日）

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

（実施期日）

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。